

# 松戸市教育委員会会議録

令和3年11月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和3年11月定例会

開 会	令和3年11月17日 (水) 午前9時30分	閉 会	令和3年11月17日 (水) 午後12時10分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	和座 一弘	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和3年11月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	渡部 優樹	21	戸定歴史館 館長	藤田 和子
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22	学務課 課長	石橋 聡
3	学校教育部 審議監	堤 和子	23	〃 補佐	鈴木 俊世
4	教育企画課 課長	川野 康仁	24	〃 補佐	南 進史
5	〃 専門監	壁 和宏	25	〃 補佐	萩原 弥生
6	〃 主幹	永淵 智幸	26	指導課 課長	菊地 聖子
7	〃 主任主事	染谷 康太	27	教育研究所 所長	佐藤 正大
8	〃 主事	山本 真優子	28	〃 補佐	新木 準一
9	社会教育課 課長	臼井 眞美	29	教育施設課 課長	木下 透
10	〃 補佐	齊藤 真一	30	〃 補佐	若井 敦史
11	〃 主任主事	前野 恵志	31	市立松戸高校 事務長	菊地 俊一
12	生涯学習推進課 課長	藤谷 隆	32		
13	スポーツ課 課長	塩路 猛	33		
14	〃 主任主事	齋藤 康平	34		
15	〃 主事	長谷川 達也	35		
16	〃 主事	服部 佳奈	36		
17	図書館 館長	村上 陽子	37		
18	〃 専門監	渡部 光洋	38		
19	〃 補佐	柿沼 範明	39		
20	〃 主任主事	左海 菜々子	40		

## 令和3年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和3年11月17日（水） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

## 令和3年11月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### 議案第24号

松戸市立図書館管理運営規則及び松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則の制定について（図書館） ……p1

#### 議案第25号

身体障害者等に対する図書館資料貸出規則を廃止する規則の制定について（図書館） ……p10

#### 議案第26号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について（スポーツ課） ……p14

#### 議案第27号

令和2年度版 教育委員会の点検・評価報告書について（教育企画課） ……p16

#### 議案第28号

令和3年度末及び令和4年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和3年度末及び令和4年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について（学務課） ……p108

#### 議案第29号

令和3年度12月教育費補正予算について（教育企画課） ……p114

#### 議案第30号

和解及び損害賠償の額の決定について（学務課） ……p118

(2) 報 告 等

- ① 「まつど音楽フェスティバル」の開催報告について (社会教育課)
  
- ② 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

**教育長** それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承をお願いします。

今回の傍聴に関しましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方用に別室に映像を映し、これを視聴していただくことといたします。

傍聴の方々は、既に入室されております。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、お願いします。

本日、中西委員が所用により到着が遅れております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定によりまして、本会議は開会することができます。中西委員には、到着次第、審議に参加していただきます。

---

#### ◎開 会

**教育長** それでは、ただいまから令和3年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

#### ◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人は和座先生に、後で署名をよろしくをお願いします。

**和座委員** はい、分かりました。

---

#### ◎報 告

**教育長** 議事に入る前に、新しい教育委員さんをご紹介します。

このたび、市場卓前委員の任期満了に伴い、和座一弘委員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得、10月8日付にて市長より任命をお受けになりました。任期は、令和7年10月7日までの4年間です。

和座一弘氏は、医院の管理者を務めるほか、松戸市医師会会長や千葉県医師会代議員会議

長を歴任され、医師として幅広く活躍しておられます。また、松戸市立小・中学校の学校医として児童・生徒の体や心の健康管理に尽力されるとともに、松戸市夜間小児急病センター勤務時代には、センター長として同センターの運営を主導されたほか、自身の管理する医院内に病児・病後児保育室を開設するなど、本市の医療行政に大きく貢献していらっしゃいます。

このような方をお迎えできましたことを、私どもも大きな喜びとしているところでございます。

それでは、恐縮ですけれども、和座委員より一言、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**和座委員** どうも、おはようございます。

過分なご紹介をいただきまして、ありがとうございます。

私、今、馬橋という駅のすぐ真ん前ですけれども、もうこれで20年近く、お子さんからお年寄りの皆さんを診ているかかりつけの町医者でございます。

日々の患者さんとの触れ合いの中で、いろいろと考えることも多いものでございます。特に今はコロナのことでございますね。今、少し収束しているような状況ですけれども、今後もまた第6波が来るかもしれません。また、こういったコロナということが起こったことによって、本当に様々な、今まで非常に弱い立場にあった人たちの問題が非常に顕在化してきたのではないかというふうに思っております。

こういったコロナが生まれてきたということ自体が、やはり人間が今までいろんな意味で非常に暴力的に自然に対して行ってきたことの代償が今こういった形で現れてきているのだと、そんなふうに思ったりもします。

いずれにしても、日々の診療の中で様々なことを思っていることについて、こういった場で、いろいろと皆さんと議論できればいいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

**教育長** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、教育長職務代理者を指名いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。

これまでは市場前委員を教育長職務代理者として指名しておりましたが、退任に伴い、武

田委員を教育長職務代理者として指名したいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

それでは、武田委員を教育長職務代理者として指名することといたします。

次に、教育委員会会議における議事進行を行う委員を指名したいと思います。

松戸市教育委員会会議規則第28条の2の規定において、議事進行の一部を教育長が指名する委員に行わせることができるとされております。

議事進行を行う委員につきましても武田委員を指名したいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、武田委員を会議の議事進行を行う委員に指名したいと思います。

なお、教育長職務代理者及び議事進行を行う委員の指定期間につきましては、武田委員の教育委員としての任期が満了するまでとなりますので、念のため申し上げておきます。

では、新たに、教育長職務代理者となられました武田委員より、一言ご挨拶をお願いします。

**教育長職務代理者** 改めまして、武田でございます。

2期目の後半に入りまして、このような役目を果たせるかどうかということに不安を抱きながらも、皆様に教えを請うて務めさせていただきたいと思っております。

歴代の職務代理者をされてきた先生方の差配がとてすばらしくて、とてもそこに及ぶところではないのですが、数を重ねる中で自分の職務として頑張っていきたいと思っております。どうぞご協力のほど、よろしく願いいたします。

**教育長** ありがとうございます。

---

#### ◎議席の指定

**教育長** それでは、次に、議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席していただいている席を議席として指定いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件、報告等2件となっております。

このうち議案第29号及び議案第30号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。

したがいまして、議案第29号及び議案第30号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第29号及び議案第30号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第29号及び議案第30号の審議は秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第29号につきましては記録を残したいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第29号及び議案第30号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行を武田委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

---

◎議案第24号、議案第25号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第24号「松戸市立図書館管理運営規則及び松戸市立図書館の組織及び事務分

掌に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第25号「身体障害者等に対する図書館資料貸出規則を廃止する規則の制定について」、こちらは関連がありますので、一括しての議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

**図書館長** 議案第24号「松戸市立図書館管理運営規則及び松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第25号「身体障害者等に対する図書館資料貸出規則を廃止する規則の制定について」、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第24号でございます。こちらは、来月に東松戸複合施設内に開設予定の東松戸地域館について開館時間を定めるため、また新たな障害者サービスの実施や様式などを変更するため、規則の一部を見直すものでございます。

それでは、主立った内容につきまして、新旧対照表にてご説明させていただきます。

第2条でございます。まず、改正前、第4号、「分館の管理運営」につきましては、この規則自体が分館をはじめ、本館、地域館など、図書館全体を管理運営するために定めているものでありますことから、条文の中で改めて管理運営を位置づけるものではないことから削除いたしました。

また、2条第5号でございますが、新たに「図書館を利用することが困難な者に対するサービス」を設けました。こちらは今回廃止の提案をさせていただいております「身体障害者等に対する図書館資料貸出規則」の内容から、対象者やサービスを拡大し、障害者サービスの充実を図っていくものでございます。そのほかの第2条の変更につきましては、図書館法を参考に文言の修正ということになっております。

続きまして、第3条、開館時間につきましては、第2項に「及び第2項」を追加しております。こちらはすでに改正いたしました松戸市立図書館設置条例において、新たに地域館を定めたことによるものであり、地域館の開館時間を本館と同様午前9時30分から午後7時とするものでございます。

そのほか、第7条、館外利用においては、対象団体を「市内に家庭文庫等を設置している団体」から「市内の団体」に拡大し、また、改正前の第9条の事項が利用カードの内容であることから、これを削除し、新たに第7条2項の文末に加筆するものでございます。

次に、「松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則」の一部改正につきましては、別表のとおり文言の修正及び削除をするものでございます。「図書館奉仕」の文言につきましては、図書館奉仕という言葉がサービスの総称を示すものであり、事務分掌全体を包括す

ることから削除いたします。

続きまして、議案第25号「身体障害者等に対する図書館資料貸出規則を廃止する規則の制定について」、ご説明申し上げます。

今回の提案理由でございますが、この規則に限られた方に資料の貸出しのみを定めているものであり、あえて規則を別建てする必要性がないことから、先ほどご説明させていただきました管理運営規則の中に新たに位置づけまして、障害者サービスの対象を今までの限られた方のみから図書館の利用に困難のある人へと拡大してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第24号及び議案第25号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論につきましては、議案の何号に対してのものなのかということをお願いいたします。

意見がある方。

では、山形委員。

**山形委員** 山形です。

地域館ができることで新しく変わっていくことは、とてもよい方向だと感じて聞いておりました。

この変わることに關しての意識というよりも、具体的にどんなサービスかをこの機会でするので聞いておきたいなと思ひまして、25号の部分で、2ページの(4)の病院の巡回サービスについて、26号のところ(5)の図書館を利用することが困難な方に対するサービスというところの具体的な部分と、(7)自治に關する情報及び参考資料の照会及び提供というもの、文章で読むとちょっと理解が難しいので、どんなことをされていることがこれに当たるのかというところと、(9)の家庭文庫というところの文言が次のページの3ページのところにも出てきて、今、ご説明でした家庭文庫という言葉を取って広くということがあったんですけれども、どうしてそのような動きになったかということも伺いたいです。

3点目で、少し戻ってしまいますが、3ページ目の開館時間について、本館と地域館は午後7時までですが、現状として分館が何時まで運営されているかも伺いたいです。お願いいたします。

**教育長職務代理者** お願いします。

図書館長。

**図書館長** まず、一番最後にご質問いただいたものから先にお答えさせていただきます。

現状、本館以外の全ての分館は、午前9時半から午後5時までということで運営させていただいております。本館につきましては、平日の火曜日から金曜日は午後7時まで、土日、祝日については5時までということで開館させていただいております。

他のご質問につきまして、若干順不同になるかもしれませんが、1つずつお答えさせていただきたいと思います。

まず、家庭文庫についてですが、家庭文庫というのは有志の方々がご自宅などを開放して、地域の子どもたちに児童図書の貸出しや、読み聞かせを行ったりする活動をされているものです。図書館では家庭文庫のほかにも、保育園や幼稚園、放課後指導クラブなどに子どもの読書の推進をする団体を対象に、これまで貸出しを行ってまいりました。その他の団体に改正した後では、対象を子どもの読書に限らずに、地域のサークルなどの一般の団体へ拡大するということを考えております。

次に巡回サービスですが、以前は病院などの施設も訪問していましたが、現在は数が増えてまいりました高齢者の施設を中心にしております。令和2年度は21施設、延べ174回巡回しております。

それから、図書館を利用することが困難な方という表現ですけれども、これまで身体障害者等の貸出規則の部分で、図書館への来館が困難な方をサービスの対象としておりましたが、図書館を利用することが困難な者とするによりまして、図書館利用及び読書に困難がある幅広い方々を対象といたしまして、全ての人に全ての図書館サービス、資料を提供する、誰もが使える図書館を目指すというものでございます。

なお、現在の主なサービスとしましては、身体に障害のある方や要介護の方のご自宅へ訪問する宅配サービス、それから先ほど申し上げました高齢者施設などへの施設巡回サービスを行っております。令和3年度、今年度からは、録音図書に限定しての郵送サービスや、録音資料の提供、東松戸地域館での対面朗読の実施を予定しております。

それから、時事に関する情報及び参考資料というところで、これは図書館法の第3条の文言を引用したものでございます。時事に関する情報とは、昨今の出来事に関する情報、そのままということです。参考資料のほうは、一般図書以外の詳しい情報を探するための資料、具体的には行政資料ですとか郷土資料、辞典などを指し示すものでございます。時事に関する情報については、図書館内に時節に合わせた企画展示コーナーを設置し、関連した資料を集

めて提供しております。参考資料につきましては、本館3階にて提供をしております。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

家庭文庫に関しまして、以前の教育長職務代理者をしていた山田先生が、「絵本のある部屋こでまり」という場所を、戸定邸の近くに設けていただいたり、北小金のほうに「たんぼぼさん文庫」、五香のほうにもご家庭をオープンして幼児教室で絵本を使っていたものを全部受け取って、ご自宅で文庫をされているお母様からいらっしゃるなんていうことを聞きました。まだまだ知られていない家庭文庫もありながら、そこが図書館とまた連携していくこともふくめ、団体というところで図書を運営するところで、おやこDE広場の中では特に東松戸さんなんかはかなり絵本に力を入れていらっしゃる場所ではありますが、場所によってはまだまだ少ないなと感じるところも幾つかあります。そこが図書館と連携することで、図書館までは行けなくても広場には行ける、返しに行けるというような形も大きく広く連携できることで、本に触れることが、親子がたくさん回数が多くなるのかなと思って伺ってまいりました。高齢者施設や宅配、あとは朗読、対面朗読サービスというのは初めて聞きましたので、録音のものを聞くのは知ってはいたんですけれども、これからどんどん図書館が活用されて、市民の学ぶ場所が確保されることを楽しみにしております。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかに質問やご意見はございますでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 伊藤です。

ちょっと細かい点なんですけど、4ページの第9条で、図書館の利用カードもしくは図書館資料を紛失または汚損したときに、教育委員会に届け出なければならないという規定が、今回の新しい改正案にはなくなってしまったような気がするんですけども、あるいはどこか、いや、もうこれは不要になったという判断でなくされたのかどうかをちょっとお聞きしたいというものです。

それから、障害者サービスの点に関連して、第25号が廃止されて、それは何か一括に、今回の議案第24号の全体の規則の中に盛り込まれたというご説明があったんですけども、ちょっと1点気になるのは、これまでの身体障害者等に対する規則の中で、貸出しの日から30日以内まで借りられますということだったんですけども、それが今回そういう規定がなくなったことで、ほかの方と一緒に2週間というふうになるというふうを考えてよろしいのでしょうか。ちょっとその2点だけ。

**教育長職務代理者** 図書館長。

**図書館長** 最初のご質問でございますが、冒頭の議案説明のところでも触れさせていただきましたが、第9条についてはなくなっただけではなく、新たに利用カードの内容ということで、関連の第7条2項に移ったと考えていただければと思います。

**伊藤委員** ちょっとそれに関連して。9条の記載事項の変更という点については7条の2項にちゃんと書いてあるんですけども、9条の前段のカードや図書館資料を紛失したときには、今回、7条2項の中に含まれていないですね。ですから、今後はカードを紛失したとき、もう一度発行してもらわなきゃならないので、いろんな手続きが要るんだろうと思うんですけども、どういう取扱いをされる予定なのかなということをお聞きしたんですけども。

**図書館長** そちらについては、別に館外貸出しの、館外利用に関する要領というものがありますので、そこに定めてあります。そこも含め、改めて、別途内規に決めました。その辺りが、その辺りが、先ほど冒頭の説明でも申し上げました、他の自治体の図書館の規則などを参考にしながら改めたところという部分でもあります。なくなってしまったわけではなくて、別に詳細に定めております内規に、記載しております。

**伊藤委員** 当然さっきも申し上げたように、なくせば届けなきゃいけないし、もう一度再発行してもらわなきゃいけないので、それに対してどう対応するかの内規というのがあると思うんですけども。ですから、それで大丈夫だろうと。

**図書館長** はい、そうです。

**伊藤委員** だから、今回規則からは、もうそれは落としてしまいましたということですか。

**図書館長** はい、そうです。

**伊藤委員** 分かりました。

**図書館長** もう1点、身体障害者に対する図書資料の貸出規則を廃止する、そしてこちらは今申し上げたのと同様に、細かいところについては要領で新たに盛り込むということで、冒頭の説明でお話しさせていただきました。この記載している条文の内容が、これまでは資料の貸出しについてのみのため、数多く行っている図書館サービスのたった1つのことということで、あえて規則で別建てする必要がない、またほかの自治体でも、こちらで調べた限りではございますけれども、規則で定めているところはなく、要領などにおいて定めているところが多いということをご参考にして、今回の図書館管理運営規則の改正に合わせ、貸出規則の廃止のご提案をさせていただいております。

こちらにつきましても、運用、サービスの拡大の内容等について、要領等で具体的に明記したいというふうに考えておりますので、この規則を廃止するということによって障害者サービスが低下するというのではなく、さらに細かな行き届いたサービスを展開できるのではないかと考えております。

#### **教育長職務代理人**

**伊藤委員** そうしますと、そういう図書館を利用することが困難な者に対するサービスと銘打っているのですが、要するに従来のそういう身体障害者等に対するサービスが低下することはないと。ここには、具体的には例えば30日ですとか、そういうことは書かれていないけれども、それはいわゆる内規というか、規則とおっしゃいましたっけ、その中で定められているので、実際サービスは低下しないというふうに考えていいわけですね。

分かりました。

#### **教育長職務代理人 和座委員。**

**和座委員** 今回のこの提案理由として、障害者サービスの対象を図書館の利用に困難のある人へ拡大するためということが書かれているわけですがけれども、例えば我々の中では、医療的ケア児というのがおまして、彼らは非常に知的なレベルはしっかりとしているんですけども、いろんな医学的な面で、例えば経管だとか呼吸器、補助器などを使っていて、図書館の利用なんていうのはなかなか難しいわけですね。いわゆるそういった子どもたちに対して、例えばITを使うことによって、非常に例えば閲覧ができるとか、もしそういうことが可能であって、図書館のサービスがそういった部分についてさらに何か充実していくと、彼らも利用しやすいんじゃないかというように思うんですね。知的なレベルがしっかりとしているだけに、そういった利用ができれば医療的ケア児の生活の質自体が上がっていくんじゃないかというふうに思っているんですね。そういう部分についての観点というのは何かございますでしょうか。教えていただければありがたいです。

**図書館長** 今、和座委員のほうからお話ありました点ですがけれども、我々、松戸市の図書館の障害者サービスは、他市に比べて後れているという認識でございます。今回ほかで実施されている対面朗読サービスなどが、ようやく東松戸の地域館で実現したという、まだほんのスタートに立っているところでございます。和座委員がお話しされたようなことは我々としても認識しておりますので、今後の課題として、そういった部分も展開していければ、図書館サービスがより充実していくのではないかと考えております。

以上です。

**和座委員** ありがとうございます。期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

いろいろなお話が生まれて、サービスが多岐にわたって充足されていくということは非常にありがたいことだと思って感謝申し上げます。

また、伊藤委員が懸念された点につきましては、やはりなくなりますが補充されていますというところをきちんとした文書で確認したいところもあるかと思っておりますので、以後、どこかのタイミングで拝見させていただけるような資料などをご提供いただければと思います。

あと、和座委員が今おっしゃってくださったようなご意見に対しては、これから前向きに取り組んでいただけるということで、どうかよろしく願いしたいと思います。

これ以後、意見がないようでしたら、これをもちまして質疑、討論は終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

議案第24号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第25号を採決いたします。

議案第25号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

説明者入替えでお願いいたします。

**図書館長** ありがとうございます。

(説明者入替え)

---

◎議案第26号

**教育長職務代理者** 次に、議案第26号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

スポーツ課長。

**スポーツ課長** おはようございます。

議案第26号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」。

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、次の者を松戸市スポーツ推進委員に委嘱する。

提案理由といたしましては、スポーツ推進委員の退任を予測している地区に、松戸市町会・自治会連合会地区長の推薦によりまして、新委員を委嘱するためでございます。

任期につきましては、令和3年11月11日から令和4年3月31日までとなっております。

今回、明第一地区から1名の推薦がございました。氏名は坂邊真治様、年齢は57歳でございます。今回ご承認いただければ、15ページの地区別集計表に1名追加され、合計98名となります。

なお、各地区より追加推薦があった場合は、随時委嘱をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第26号については、ただいま説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** いつもご説明いただいているんですが、このスポーツ推進委員の方が任命されるときは、どういったスポーツを主に専門とされるのかということをお教えいただきたいのですが。

**スポーツ課長** どういったスポーツをとということで。

**伊藤委員** ええ、そうです。

**スポーツ課長** 今回の方は、なかなかいらっしゃらないんですけども、サッカーのほうの指導をしていただく。サッカー、今回の方はですね。

あと、今までの方はグランドゴルフとか、いろんなスポーツに携わっている方が委員になっております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** すみません、私から。

スポーツ課長にちょっとお願いがありまして、新しくなられた委員さんが今2名ほどいらっしゃいますので、改めて、このスポーツ推進委員につきまして少し補足説明をしていただけたらと思います。

**スポーツ課長** 主な仕事ということで。

**教育長職務代理者** そうですね。

スポーツ課長。

**スポーツ課長** ご質問にありました主な仕事というか、定義ということでございますが、スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの振興のために教育委員会のほうが委嘱する非常勤の公務員でございます。

具体的には、スポーツの教室、大会、地区スポーツレクリエーションの際の開催及びスポーツの指導、運営などを行います。また、市民運動会や地区社会福祉協議会等の地域で行うスポーツ行事の運営の協力を行うなど、地域のスポーツリーダーとして活躍をいただいているということでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

中西委員。

**中西委員** 中西です。

この地区別集計表というのを拝見して、平均年齢を見ますと、かなり高齢の方が多いというふうには推察するんですけども、これは平均年齢を書かれているということは、やっぱり年齢というのを考えなければいけないという問題意識はお持ちなんだと思うんですが、高齢化も進む中で、これは上がっているんでしょうか、下がっているんでしょうか、どうなんですか。

**教育長職務代理者** スポーツ課長、経緯をご説明願います。

スポーツ課長。

**スポーツ課長** 内容としては、年齢が上がっているかどうかということで、年齢的には上がっております。スポーツ推進委員の平均年齢は、平均で言いますと65歳を少し超えた程度で推移しているということでありまして。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 続いて、今ご質問にあった問題意識についても。

**スポーツ課長** お答えいたします。

現在、若手の勧誘をしているところでございますが、年間200以上を超える教室企画運営、社会福祉協議会の町会、子ども会のイベント運営を行うなど、土日はもちろん平日、仕事が終わった後に打合せ等を行うのはかなり時間を費やすこととなります。なかなか難しい状況にあるというのが現実でございます。そんな中でも、現在、推進委員で30代、40代の方々も参加していただいていることから、今後も若手の増員について努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**中西委員** あくまで一般論ですけれども、その仕組みのほうを変えていかないと、若い人が働きながらこういうものに参加、関わるということがしづらいと思いますので、長期的にそういうこともお考えいただきたいと思います。

**教育長職務代理者** 今のご意見に対しては何かございますか。

スポーツ課長。

**スポーツ課長** お答えいたします。

今後、青少年関係の方々にもお声をかけながら、お声かけをしてやっていただくような形で努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ほかにご質問、ご意見ございますか。

和座委員。

**和座委員** こういうようなスポーツをするというのは、もう本当に楽しむことだと思うんですね。特に高齢者の方たちが、グラウンドゴルフしているのを見ると非常に微笑ましい限りなんですけれども、やはり場合によっては事故だとか、けがとか、そういったことが起こる可能性があるわけですし、そういう場合にどういった対処をするのか、そこら辺のところの予防的な取組とか、そういうことを前もって啓蒙活動もしておく必要が僕はあるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

**教育長職務代理者** スポーツ課長。

**スポーツ課長** お答えします。

事故等に対しての保険というのは市のほうにございます。

あと研修とか、そういったことを各地区でやっていただきながら行ってるというのが現状でございます。

以上でございます。

**和座委員** できるだけ、その部分については充実したような形でやっていただくということが、事故を予防するために非常に重要なことなので、ぜひその点を充実させて、これからもいただきたいなというふうに思います。

**教育長職務代理者** ご意見もありがとうございます。

ほかにご質問、意見ございますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑、討論は終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

議案第26号については、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第27号

**教育長職務代理者** 次に、議案第27号「令和2年度版 教育委員会の点検・評価報告書について」を議題といたします。

説明者が入れ替わります。

(説明者入替え)

**教育長職務代理者** この議案に関しては、恐らくご質問のほうで、一度の質問、あるいはご意見に関しては、一度に二、三件ぐらいずつで進めてはいかがかと思えます。よろしくお願いたします。

それでは、教育企画課からご説明をお願いいたします。

**教育企画課長** では、よろしくお願いたします。

16ページ、議案第27号「令和2年度版 教育委員会の点検・評価報告書について」、ご説明させていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和2年度版 教育委員会の点検・評価報告書を別紙のとおり定めるためにご提案をするものでございます。

まず、教育委員会の点検・評価の概要についてご説明いたします。

目次は点検・評価報告書自体のページ番号が記載されておりますが、説明につきましては議案書のページでご案内いたします。

19ページをお開きください。

教育委員会の点検・評価につきましては、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」いわゆる地教行法が改正され、同法26条において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施して、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならない」と規定されており

ます。この規定に基づき、毎年度、教育委員会の点検・評価報告書を作成しているところ  
でございます。

本議案は、令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評  
価した報告書についてご審議いただくものでございます。

次に、点検・評価の対象と項目でございます。

20ページをお開きください。

対象と項目は、大きく分けて2つあり、①の教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執  
行した事務に関する点検・評価と、②教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務に関  
する点検・評価です。

①の教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務とは、教育委員会の活動方針、  
教育委員会会議の運営など、合議制の執行機関としての教育委員会が自ら管理・執行する事  
務を指します。

②の教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務とは、教育委員会が担当する事務の  
うち、教育長にその管理・執行を委任した事務を指します。具体的には、教育長の指揮管理  
の下、教育委員会事務局が処理している事業が対象となります。その事業体系につきましては  
、22ページ、23ページに記載のとおりでございます。

続きまして、24ページをお開きください。

ここからは、教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務の点検・評価となり  
ます。

次ページに移りまして、25ページ上段、教育委員会の活動等に関する基本姿勢では、市の  
総合計画・教育大綱・教育施策基本方針に基づき、基本姿勢を明確にして活動を進めている  
ことを説明しております。これに加えまして、法改正によって多くの権限を有することとな  
りました教育長に対し、教育委員会会議がそのチェック機能を果たしていること、さらには  
令和2年度の総合教育会議について述べております。

25ページ下段から31ページまでの教育委員会会議の運営改善、情報発信等の状況について  
は、記載のとおりでございます。

32ページからの教育委員会と首長との連携の状況では、令和2年度に総合教育会議で議題  
として取り上げた内容を記載しているところです。

32ページ下段から35ページ中段は、実質的な議論や判断に資する教育委員の自己研鑽の状  
況についてです。教育委員の皆様が参加した研修会や学校訪問等の活動レポートなどを基に

記載しておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会の多くが中止や書面での開催となりましたことから、活動実績が少なくなっております。

続きまして、37ページをお開きください。

ここから、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務に関する点検・評価となります。

まず、38ページから41ページで、第6次実施計画の教育委員会部分を掲載しております。

次に、42ページから63ページで、基本事務事業ごとに中長期的視点から点検・評価を行っております。内容につきましては、市長部局で行う進捗状況調査報告書を基に点検・評価の項目を追加し、1ページで収まるよう、簡潔で的確な表現に努めました。

そして、64ページから93ページは、その年度に即した視点から、各所属ごとに主要事業の点検・評価を行っております。

点検・評価報告書の最後、94ページ以降は学識経験者の意見を掲載しております。ご意見をいただきましたのは、聖徳大学教授堀子榮氏と、司法書士であり元高等学校教諭の経歴をお持ちの加藤裕氏をお願いいたしました。両氏のご意見は掲載したとおりでございますが、非常に高い評価をいただくとともに、様々なご指摘も頂戴しております。いただきましたご指摘は、今後の教育行政に活かしてまいりたいと存じます。

以上、大変簡単ではございますが、点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

かなり文章も多く、多岐にわたりますので、少し分割した形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

そうしましたら、まず、19ページから36ページまでの1と2の項目に関しての中で、ご質問、ご意見等ございましたらお伺いしたいと存じます。

こちらは特にございませんか。

中西委員、どうぞ。

**中西委員** 31ページはよろしいですか。

**教育長職務代理者** 大丈夫です、はい。

**中西委員** 教育委員会会議のことなんです、ここで公開のお話ですけども、傍聴者数、延べ人数で令和2年度は増えているということなんです、これはどういうふうに見ればよろしいのでしょうか。

**教育長職務代理者** お願いいたします。

**教育企画課長** すみません、こちらにつきましては、単純な実績に基づいた数字でございます。

それだけ傍聴者の方が興味を持っているということだと認識しております。

**中西委員** なかなか自ら理由を考えるのは難しいのかもしれませんが、要は公開の仕方を今別室で、実質オンラインのような形でされているわけで、教育委員会会議の議論の中身をさらに市民の方に知っていただく方法として、例えばオンラインでそのまま公開するという方法もないわけではないと思うんですね、それこそユーチューブで公開している教育委員会もあつたりするわけですので。やっぱり教育委員になる前から、どうしても教育委員会というのは何をやっているのか、その教育委員会会議は何をやっているのか分からないということは、昔からずっと耳にしてきた話で、どこも同じような悩みではあるかと思うんですが、実際、ユーチューブで公開すると、それなりに政策に関心があるからだとは思いますが、熊本市なんかだと4桁の視聴があつたりということがあるようですので、やっていることへの関心度に左右はされると思うんですが、もうこういう時代ですので、そういうことも含めて、教育委員会会議でやっていることを市民により伝わりやすいような方法を今後検討いただければなと思った次第です。

**教育長職務代理者** ご意見いただきましたが、何かございますか。

教育企画課長。

**教育企画課長** ただいまのご意見を踏まえまして、今後研究するところはあるかと思うんですが、手続的な問題もあろうかと思いますので、そこら辺のほうは今後の委員さんのご意見を含めまして研究させていただきます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ご意見ありがとうございます。

教育長。

**教育長** ご提案ありがとうございました。

松戸市の教育委員会会議は、今日も皆さんからいろんなご意見を伺って、こういうご提案もあつたりする。今、熊本市の紹介がありましたけれども、全国の千七、八百ある自治体の教育委員会会議の中では、前も、いつも言っていますけれども、こうやって比較的いろんな議論が出やすいところかなと私は思っています。でも、いろんな教育長と会って話をしているだけなので、いろんなところをご存じの中西委員からは、先ほど提案があつた、例えばオンラインにするとか、ユーチューブで録画でもあれでしょうけれども、そういったことには、変な言い方ですけども、十分に効果を得られる状況であるというふうな認識はあ

りますか。

**中西委員** それは反応を見てみないと分からないと思うんですね。実際にリアルタイムでオープンにするところがほかにどれくらいあるのか私もそこまでは知らないのですが、その効果というのは十分に検証はできていないと思うんですけれども、あまりに傍聴者が限られるというのは、やっぱり関心をそれだけ持ってもらっているのかなということを当事者になってみてやっぱり改めて思うんですね。

別の立場で、しばらく前に東京都の教育委員会会議を傍聴に行ったことがあるんですが、例のオリパラの子どもを見に行かせるかどうかという議論で盛り上がったときでさえ10人に満たない傍聴者で、もう狭いところで聞かざるを得ないという、そういう環境にあったので、これでいいのかなと。すごく真摯なというか、真剣な議論をされているのを傍聴したものですから、そういうこともあってやっぱりもう、質は違うと思うんですけれども、国の審議会なんかはほぼ申し込めば、もちろん申込みをした上でですけれども、文科省の審議会なんかは公開が大半ですので、そういうことを考えたときに、我々リアルでそれを聞かれること自体は非常に襟を正さなきゃいけないというか、緊張する立場にもなると思うんですけれども、そういうこともすぐとは言いませんけれども、やっぱり考えてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

**教育長** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** いろんな考え方があるかとは思いますが、また1つの議論の形としてご意見として承りたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ここまではよろしいでしょうか。ちょっと長いので、もしまた気がつく点がありましたら差し戻すことも一向に構いませんので、一旦ここで先に進めたいと思います。

次、その続きになりますが、以降ちょっと量が多いのですが、学識経験者からのご意見までの3の項目全域にわたって、分量は多いのですが、いろんなご質問あるかと思っておりますので、先ほども申し上げたように二、三件ずつ分割してご質問、ご意見いただければと思います。何かございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

39ページのところに、方針の中での大きなところで、39ページの2の政策のところは、私

自身は本当に力を入れてほしいと思っています。一人一人の個性に合った教育というのは、このコロナ禍の中でより浮き彫りになって、本当にここに真摯に向き合うことがとても重要なんだなというのを日々感じていました。令和2年度のこの報告の中で、教育研究所さんに何点か質問を続けて、まずさせていただけたらと思います。

まず、43ページになりますけれども、特色ある学校づくりの推進事業の中のスタッフ事業のところ、実績値が2.3から伸び悩みがあるというところに関して、目標値は0.1ずつは増えているんですけども、令和30年からずっと2.3というところで、新しい人材を確保するのは難しいとは思いますが、この現状についてコメントいただけたらと思いました。

次も教育研究所さん、45ページになります。

教育相談事業についてですね。ここの部分なんですけれども、関連して91ページのところが関連の部分なので、ここを併せて質問なんですけれども、この相談件数とともに4,514回と令和2年度ありましたけれども、ここの部分で91ページには相談件数は906件、相談回数は4,514件とあるんですけども、この件数というのが一人一人のご家族というか、お子さんたちの件数で、回数というのはその子が1回で終わるものではないので、何回も重ねることで4,500件になったのか、あとは就学のほうの相談とが混ざっていて、これは伊藤先生のほうも一緒にしないほうがいいのではないかというコメントがあったんですけども、その点について、もう一度数値のところと、今後もっと広げていく中でのコメントをいただけたらと思っております。

**教育長職務代理者** 教育研究所長、お願いします。

**教育研究所長** よろしく申し上げます。

まず、スタッフの評価についてお答えしたいと思います。

4段階での評価については、スタッフ派遣制度が始まってから継続的に行ってきております。市内65校、みらい文庫を含めて66校へのスタッフ派遣を直接見て評価することは大変難しいため、スタッフ派遣の意義を十分に説明した上で、学校長に客観的な評価をしていただいております。例年の評価を見る限り、主観が入った評価をしている学校はないと考えております。

スタッフの派遣人数での評価にしてはというところにつきましては、要望があった学校全てに派遣しているわけではなく、人数の増減を評価することは難しいと考えております。しかし、ご指摘のような懸念もあると考えますので、より客観性のある評価につながるよう検討を進めてまいりたいと思います。

次に、もう1点ですが、家庭から4,514、これは延べの相談回数であります。906というのは1相談、1件とカウントしております。子どもの数と捉えていただいて構いません。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 就学相談と派遣……

**山形委員** そうですね。就学相談との仕分けの部分の実数って、どこか記載ありました。ありましたね。分かりました。就学相談は2,047とこちらに記載がありましたので、ありがとうございます。ご返答ありがとうございます。

本当に個々の対応は難しいのですが、906人となるとまだまだ本当につながっていない方たちが多数いるんだなという背景も感じておりますので、引き続き令和3年度もよろしくお願ひしますというところです。

**教育長職務代理者** 堀子先生からの文書でのご意見もございますので、またこれからの参考にさせていただけたらと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** じゃ、手短に。

まず、42ページですが、言語活用科授業指導案の種類が指標になっているんですけども、これがどんなものかよくわからないので、つまり各学校ごとにそういうものを設けておられるのか、あるいは教科ごとにもあるのか、ちょっとその辺のところの説明をしていただければと思います。

それから、次のスタッフ派遣ですが、今ご説明がございましたけれども、私自身としては、このスタッフ派遣を学校長が評価するときに、4段階でゼロから3点まで点数でつけるというのは客観的に難しいんじゃないかと。学校長の何か個人の判断でかなり左右されてしまうのではないかと思います。今お話あったように、全く無駄だったということはないということで、そういうスタッフ派遣というのはそれなりにやっぱり成果のあるものなので、私自身はこの成果・課題の1つの基準を、もうその派遣の数だけでやってもいいのではないかなと思います。実際のそのスタッフの派遣を増やしていくということは大事だと思いますので、それで評価してもいいんじゃないかなというのが私の意見です。

それから、49ページの市立松戸高校の海外研修ですが、現在こういう状況下ではなかなか海外へ行けませんが、従来どおり小学校、中学校にいろいろ報告していただいているという

ことは非常にいいことだと思うので、これはぜひ続けていただきたいと思います。オンラインでやるということも含めていいんですけども、その限られた、恐らく10回もやるとか、そういうことはできないので、せいぜい3回ぐらいでやるのであれば、その効果をより高めるために、小学生ではなくて、中学生向けに高校進学とかそういったものが視野にそろそろ入ってくるような、そういう中学生向けに集中していただいたほうがいいのではないかなというふうに私自身は思っております。

それから、52ページの図書館ですが、これは学識経験者の方からも指摘されているんですけども、目標で来館者の人数を市民会館と図書館を合わせて出しておきながら、点検・評価のところでは図書館だけの数字を示していて、なぜ市民会館の数字が入っているのかがちょっと分かりにくいので、それをちょっと改善していただければなというふうに思います。

それから、55ページの学校支援地域連携業務ですが、これはモデル中学校区ということで、やっぱり中学校区でやるのが一番効果的だとは思うので、私自身も小金北とか牧野原に注目しているんですけども、一方において、小学校区ということで矢切の小学校だけでやっているところもあるわけですね。ですから、ちょっとこの書き方が、中学校区と学校区と何かいろいろ出てきて、一体2学区なのか3学区なのかよく分からないので、できれば書き方を工夫して、もし教育委員会として中学校にとらわれず、小学校区も含めた学校区としてやるんだということであれば3学区で統一していいと思うし、もしやっぱり小学校区は仮の姿で、将来やっぱり中学校区に持っていかなきゃいけないんだということであれば、今、2中学校区しかないわけですね。ですから、ちょっとその辺のところを評価と目標をどういうふうに取り扱うのか検討していただければというふうに思います。

**教育長職務代理者** ひとまずこのあたりで一旦よろしいでしょうか。

**伊藤委員** 一旦、以上です。

**教育長職務代理者** 今、質問とご意見と両方あったと思いますが、最初に42ページのほうからお願いして……。

指導課長。

**指導課長** よろしくお願いいたします。

この指導案の数といいますのは、松戸市独自の教科、言語活用科の指導案の数になっております。指導案というのは、先生方がどのように授業を進めていけばよいのか、1時間の学習計画を表したものでございます。この指導案は、全教職員が見られる共有のフォルダにデータとして学校に配信しております。それを利用していただいている場合もありますし、以

前はちょっと紙で、このような冊子で先生方にもお配りしているのです、これを利用している人もいます。データのほうが、すぐ使えるプリント等も格納されておりますので、それを使っている先生が多いかと思えます。

小学校につきましては、昨年度からこのように全員にワークブックを配っておりますので、こちらに沿ってやっております。

指導案の中身につきましては、児童・生徒の実態に応じて修正の必要があるもの、また新たな指導案を作成する必要があるなど、先生方で構成するワーキング会議を経て改訂版を提供しているところでございます。指導案がたくさんあることで、教員が生徒の実態に合わせた指導を選択することができるとともに、今後は松戸市の子どもたちに必要な力をつけるための指導案をブラッシュアップして精査していくことも大事だと思っております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 次は、49ページでしょうか。

**市立松戸高校事務長** よろしく申し上げます。

小学校だと印象がうすいため、中学校に限定してはどうかというご質問ですが、授業内容では、本校に対する関心及び魅力の向上を図りますと書いてある中で、確かに小学校、例えば小学校6年生では、次の高校受験の間まで3年間空いてしまうと、印象が薄れてしまうという懸念もございますが、小学生と交流をすることによって、市松に興味を持っていただくというよりは、小学生にもグローバルな取組に興味を持っていただくことも、この交流の目的の一つではないかなと考えます。さらに印象が薄れることなく市松に興味を持っていただくことは大変うれしいですけれども、この取組自体に興味を持っていただくことで、本市出身の小学生が、世界へ羽ばたく人材となるための一翼を担う事業になればいいと、思っております。

よって、今後とも小・中学校の交流の幅を広げていくよう、国際人文科のほうへご提案してまいります。

以上でございます。

**教育長職務代理者** よろしいですか、今の。

**伊藤委員** 全部終わってからでいいです。

**教育長職務代理者** 次、52ページでしょうか。数値の出し方についてのご質問があったかと思えます。

図書館長。

**図書館長** こちらの、なぜ市民会館が点検・評価の成果・課題に入っていないのでしょうかということにつきましては、学識経験者の方のご意見でも、同じように数値の違いが不明、読み取れないというご指摘もいただいておりますので、そもそもの目標設定根拠を含めて、次年度以降、こちらの所管課、そのほか市民会館を含めた関係課と内容について協議、調整していきたいというふうに考えております。

**教育長職務代理者** 次は、55ページの学校区の表記についてです。

教育企画課長。

**教育企画課長** 本事業につきましては、当初、中学校及び中学校の学区に所属する小学校を含めた中学校区を実績値の単位としておりましたが、平成30年度に設置いたしました学校支援地域本部の中で、地域と学校支援の実態に合った形が小学校1校であったため、中学校区という複数の学校からなる単位から学校区という単一の学校を示す単位としたものがこちらになっております。

今後とも中学校区に限らず、こういう形がありましたら、こういう形で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**伊藤委員** ありがとうございます。

市松の件については、ご説明の趣旨は分かるんですが、中学校が複数あって、さらに小学校にもということであれば私もよく分かるんですが、残念ながら中学校は1校しか行われていないので、3校にとどまるのであれば、やっぱり中学校のほうを少し増やしていただくようなことをしていただいたほうが、もちろん小学生も大事なんですけども、その辺のバランスから考えると、そのほうがいいのではないかなというふうに私自身は思いますので、ちょっと意見として聞いていただければと思っております。

それから、学校支援地域連携業務の中学校区の件なんですが、計画目標と実績値のところの書き方で、計画目標は2中学校区でずっとなっていて、今回、令和2年度に3中学校区になっているわけですね。ところが、実績のところいきなり平成30年度から3学校区ということで書かれているので、その辺はちょっと混乱してしまいます。ここはそういうのを分かりやすく書いていただかないと誤解をする、私自身も誤解しましたので、ちょっとその辺を考えていただければというふうに思います。

以上です。

**教育長職務代理者** いろんなご意見を伺いました。

ほかに。

中西委員。

**中西委員** ありがとうございます。

先ほどのご質問でもありましたけれども、42ページの言語活用科のところでご質問をしたいと思います。

指導案の数で評価するということなんですけれども、そもそものところなんです、これは言語活用科というのを広げていくという意味では意義のあることだと思うんですが、基礎学力を定着させるという最終的な目標からすると、その結果どうなっているのかなというのが気になって、何でもテストで計ればいいということでもないかもしれませんが、そういう意味での見方はないのかなということが1点と、学識経験者の方の96ページの記述を見ると、ホームページでの公開も含めて評価してもよいのではないかという、松戸市のアピールできる事業であるといった記述があるんですけれども、これの意味もちょっと分かりにくい点があるのですが、教員が共有フォルダでお互いに共有できるというだけじゃなくて、一般にも分かるように出したほうがいいというご意見なのか、そこはちょっとよく分かりませんが、私も言語活用科というのが松戸市独自のアピールすべきものだと思いますので、そうすると、一般の方にもこういうことをやっているということがよく分かるようなやり方もあるかなと思います。

残念ながら、委員になってこれまでの学校訪問では、言語活用科の授業を拝見できていないのですけれども、そういう機会、学校訪問の機会でも、それを我々に見せていただけないかという、そういうスタンスもあっていいのかなと。限られた回数しかお邪魔していないのでやむを得ない面もあるんですけれども、ぜひ拝見して考えたいと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** 武田でございます。

今の中西委員のご意見に、同じ所なので追加させていただきたいんですが、以前から言語活用科、もう9年以上たちますので、評価についてなんですけれども、成果についての分析というのを入れていったらどうでしょうかということも昨年申し上げたように記憶しております。その点も混ぜてお答えいただければと思います。指導課さんでしょうか。

指導課長。

**指導課長** ありがとうございます。言語活用科の成果につきましては、なかなか指標が難しいものでありますので、実際にはペーパーで計るようなものも取り組んでいた時期もあったん

ですけれども、今は主に各教科や生活の中で、言語活用科で学んだことをいかに子どもたちが生かしているかというところを各教師が見とっているところでございます。おっしゃるように、本当に10年ぐらいたちますので、今後もその指標の模索は続け、ホームページも含めて市民の皆様にもアピールできるような成果の在り方を考えていきたいと思っております。

また、訪問の事業のことも今出ましたけれども、やっぱりちょっとどうしても学校の規模によって、大きい規模ですと言語活用科の授業が公開されている学校もあるのですが、なかなか小さい学校ですと、国語とか数学・算数がメインになってしまって、なかなか言語活用科の授業を拝見いただく機会はないと思うんですが、実際には公開している学校もありますので、今後はご案内できたらと思います。

**教育長職務代理者** あと、ホームページについてですか。ホームページについてご質問が。

**指導課長** ホームページも、今は大きな目標とか、そのようなものを掲げさせていただいているんですけれども、先ほど申し上げたとおり、成果のアピールも含めて市民の皆様にもアピールできるよう考えていきたいと思っておりますので、またお知らせできたらと思います。ありがとうございました。

**教育長職務代理者** 今のご返答で大丈夫でしょうか。

**中西委員** はい。

**教育長職務代理者** ほかにご意見。

和座委員。

**和座委員** ちょっと幾つかあるんですけれども、よろしいですか。

**教育長職務代理者** はい、どうぞ。

**和座委員** まず1つは、45ページなんですけれども、不登校児の生徒さんを減少させるためにきめ細やかな相談を受けられるというお話でございます。

小学校の5年生で、非常に肥満で、もうずっと1年間、学校に行っていないという不登校のお子様の診察依頼を受けました。そこでアウトリーチということでほっとステーション古ヶ崎というところで診察をさせていただきました。肥満から来る糖尿病や高脂血症とか、子どもでもやはり、ちょっとした緊急事態ということもありますから、採血をさせていただいて診察した症例がありました。このときに思ったことは、こういった患者さんたちに対しては、とにかく様々なセクターが連携しないとうまくいかないということなんですね。

様々なところで連携するというふうには書かれておるんですけれども、例えばこの場合、スクールカウンセラーという方が実際に接触していらっしゃるけれども、まず1つは、

スクールカウンセラーに関してどのぐらいの方が今おいでになっていて、そしてまた充足しているのか、その点ちょっとお聞きしたいということ。

それから、もう一つは、やはりこういったお子さんたちというのは、敷居が高くて学校のほうになかなか行けない部分があるんですけども、そういう場合に、例えばNPOの子ども食堂だとか、様々なNPOが用意している受け皿というのがあるんですけども、そういうようなところとの連携はどうなっているのか。

私は、松戸市の在宅介護支援センターのほうからの依頼があってアウトリーチさせていただいたんですけども、たまたまこういうふうな形で私は関わったんですが、やっぱりまだまだこのような症例はいらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。そういう場合に、このような不登校のお子さんに対してドクターが関わっていくような仕組みというものができているのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんです。また、このような場合に、精神科医の先生たちも加わっていく必要が出てくると思います。私も今精神科のドクターと連携を取ろうと思っています。多分そういうドクターが加わることによって様々なまた連携の輪が広がっていく可能性があると思うんですけども、そういうふうな仕掛けというか、その点についてお聞きしたいんです。

**教育長職務代理者** 教育研究所さんでしょうか、お願いします。

**教育研究所長** 教育研究所です。ありがとうございます。

まず、スクールソーシャルワーカーですが、現在11名おります。今後、状況を見て広めていく、拡大していきたいというふうに考えております。先ほど子ども食堂のお話をいただきましたが、スクールソーシャルワーカーが中心になって子ども食堂との連携もしております。まだまだ不十分なところはございますが、今後さらにそういったところとの連携、協力体制をつくっていききたいなというふうに考えております。

医療の部分につきましては、現状では仕組みというのが構築されておられません。ただ、今お話しいただいたように、今後早急に模索しながらも、つくっていきなさいけないなということを考えております。

以上でございます。

**和座委員** 最後のところなんですけれども、やはり模索してつくっていくということは重要なんですが、そのヒントとして、私が関わった場合には、これは松戸市の在宅介護支援センターというところがあって、そこから私は情報をいただいたんですね。これは医師会との関わりの中で、みんなで一緒につくったものなんですけれども、その中で、やはり在宅のいろん

な情報というのが、今まではお年寄りだけに偏っていたのを、もっとやっぱり多世代に広がっていかないといけないという認識はみんな持っていて、そういうスピリットを持った人たちがたまたまやはりこんな子どもがいるよということで私のところに連絡があって、私は行ったんです。だから、そういう意味で、この在宅介護支援センターが、そういうふうな多世代にわたる人々をみていく仕掛けをつくっていくような働きをしていかれたらいいんじゃないかなと思いますし、私のほうからもちょっと連絡をしていきたいと思います。

**教育研究所長** 今後ぜひよろしく願います。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 貴重な現場のご意見、ありがとうございました。

**和座委員** もう一つなんですけれども、先ほど言いました医療的ケア児の問題なんですね。これも実は今非常に重要なポイントとして、全国的にも、日本医師会のほうでもキャンペーンを張っているような状況もあるんです。ご存じのように、今、日本は非常に高度な医療ができるようになってきました。特に新生児の場合ですね。かつてはもう亡くなっていた子どもたちが、高度な医療によって生きているんですね。そういった医療的ケア児達が生きているだけじゃなくて、やっぱり人間として人間らしく生きる環境をつくっていかないといけないということがございます。

これは実際におおやけになっていることなのでここで話しますけれども、自民党の野田聖子さんのお子さんがやはりそういう医療的ケア児なんですね。そのこともあって、野田聖子さんたちを中心にしているいろいろと最近法的な整備もされてきているんです。46ページでございますけれども、ここでいわゆる特別支援学級というのがございます。松戸にも特別支援学級というのがあって、そののところでも、僕の記憶だと30人ぐらいですか、やはりこういった医療的ケア児を見ているんだと思うんですけれども、とにかく看護師が見ていくということが非常に重要なんですね。例えば呼吸器、あるいは胃ろうとか、中心静脈栄養のカテーテルなどいろんな様々な、医療機器が装着している状況なんですね。そういう状況の中でも、しっかりとした形でケアしていかないといけない。そのためには、やっぱり医師とか、あるいは看護師が、非常にうまく密接に加わってく必要があるんですね。

そういう仕組みを実は松戸はマエダ先生という方がいらっしゃって、彼は今多分日本でも、そういうふうな分野では第一人者だと思うんですけれども、たまたま彼が我々の医師会に所属しているんですね。非常にそういう意味で、彼が中心になってこの部分についてどんどんやっていただいて、松戸はかなり全国的にもレベル的に高いんじゃないかと思うんですけれども、この医療的ケア児に関してのアプローチについて、今現在、どんな形で行われている

のか教えていただけないでしょうか。

**教育長職務代理者** 教育研究所さんでしょうか、お願いいたします。

教育研究所所長。

**教育研究所長** 研究所です。よろしく申し上げます。

まず、支援法が義務化されたということで、就学相談の中で必要な児童・生徒には看護師は100%、現状ではついております。これらを正確に行うために、巡回指導のほうをマエダ先生にもお力添えをいただいております。進めてきているところでございます。

以上です。

**和座委員** 今現在、大体どのぐらいの方がいらっしゃるんですか、医療的ケア児というのは、松戸市で。

**教育研究所長** 現状では9名。

**和座委員** もっと多いんじゃないですか。

**教育研究所長** ケアを受けている子どもですね、それにつきましては13名になります。

**和座委員** 分かりました。ありがとうございます。

いずれにしても、そういう部分についてもしっかりとやっていくことというのが、裾野が広がっていき、人権を非常にしっかりと見ている松戸市だということをPRできると思うんですね。ですから、ぜひそこら辺をしっかりとやっていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

**教育研究所長** ありがとうございます。

**和座委員** あと最後ですけれども、54ページですが、この保護者が子どもたちの発達に応じて子育ての学習とか学校教育の向上を支援しますというふうに書いてあるんですけれども、これについて、具体的なテーマというのはどんなテーマを設定して学習をしていらっしゃるのでしょうか。教えていただければと思いますが。

**教育長職務代理者** 生涯学習推進課長。

**生涯学習推進課長** 家庭教育力向上事業につきましては、今、45校の小学校での家庭教育学級及び、子どもで家庭教育力向上ということで行っているものがございます。各学校での家庭教育学級につきましては、各学校の保護者、学級主事の先生と、テーマは個別に学校の中で考えて毎年設定していただいております。基本的には子どもですとか子育てに関したこと、あるいは教育に関したことがテーマです。最近の傾向では子どもの性教育について、助産師をお招きして実施したり、Z o o m等の使い方を学ぶオンライン会議等もございました。

課で主催している事業につきましては、脳科学の専門家でいらっしゃる東北大学の川島教授の研究等に基づいた、子育てに関する情報提供、啓発等のほか、川島先生をお招きいたしまして、講演会等を開催しています。

以上でございます。

**和座委員** ありがとうございます。

その件に関して、ちょっと私のほうで少しお話しさせていただきたいんですけども、例えば子どもに対する体罰ということがございます。この体罰というのは、2020年4月から法が改正されて、これは法的に体罰してはいけないと、親であっても、しつけということで体罰してはいけないというふうなことが、ある程度法律的に保障されてきたわけです。これは日本では世界で59番目ということだったんですけども、かつて、もうスウェーデンでは40年前にこれが施行されて、今現在、スウェーデンではほとんど虐待というものがありませんよね。ほとんどないんです。野田市で非常に不幸なことがございました。あのときたしか教育委員会の方たちも出ていろいろと議論があったと思います。その後、こういうふうなことがあってはならないということがあって、法的な流れができたんだというふうに言われているんですね。そういう意味で、今回体罰に関してしっかりとした形で親たちに教育していく、そしてまた学校の先生たちにも理解していただくことは大切なことだと思います。いまだに体罰は必要だという人が9割います。アンケートを取ると。これは考え方としては非常に間違っているわけですが、しかし実際そういうふうなことで思っている親御さんたちもまだ多いんですね。実は先生たちの中でもそういう人が多いと言われていています。

そういう人たちに対して、しっかりとしたファシリテーターをつくっていく、先生たちの中で輪を広げていく、あるいは親たちにそういうものをつくっていくという、働きかけというのが、やはり非常に求められていて、それがつまり最終的には虐待を、そして死亡、そういうものを防ぐ非常に重要なポイントではないかと僕は思うんですね。

保護者に対して、子どもの発達状態に応じて、しっかりとした形で、体罰ではなく、子供によりそったアプローチを教育啓発していくことが必要だと思うので、学校教育の中で十分に取り上げていただければいいなというふうに思います。

モンゴルだとか、ほか、日本以外のところでも、もう国の政策としてやっていますね。今回、野田聖子さんがこども庁で責任ある立場になられたので、多分この体罰に対する正しい認識を、政策としてやっていくということが大体決まりつつあるようなんですね。そういうことも含めて、やっぱり松戸市は野田とか、そういった非常に全国的にもいろんな意味で注

目された事件があったわけですから、しっかりとした形でこういう部分を進めていくことが僕は必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。ちょっと長くなりまして、すみません。

**教育長職務代理者** 貴重なご意見ありがとうございました。

体罰については触れている部分が多かったので、これからの議論の対象になってもよいのではないかと思います。

ほかにご意見、あるいは質問は等、2巡目でももちろん構いませんので。

山形委員、どうぞ。

**山形委員** 山形です。

今、和座委員のお話を聞きながら、本当に首が取れそうなほどうなずいておりました。その部分で、生涯学習というところで2つ確認したかったところがありました。

1つ目が、53ページのフューチャーセンターについて、令和2年度、コロナ禍もありましたけれども、ゼロというところで、今後のビジョンというか、そういうところをもう少し具体的に教えていただけたらなと思いました。次に54ページの部分で、私も意見というところで、和座委員がおっしゃったように大事な部分で、保護者に伝えていくべきことはまだ多岐にわたるところでの、私はこの部分で範囲というところで、これは学校の家庭教育で評価はされてはいるんですけども、保護者となりますと、保育園、幼稚園のところ、子育て支援課のほうでもやられていると思うんですけども、教育という視点での川島先生のお話などもふくめ脳科学的に、幼児期からマルチトメントなどという言葉もあります。だから、手を上げてはいけないのは分かっているけれども、言葉や態度で子どもをやはり虐待して、意図的ではない、本当に意図的ではない、虐待したくて親になった人は私はいないとは思ってはいるんですが、それも、それこそ妊娠期から始まることなのかなと思ったりとか、先ほど和座委員がおっしゃったような低出生で生まれる赤ちゃんは実は日本が一番多い、世界で一番多くて、それこそ妊娠期からの栄養バランス、DOHaD、胎生・発達の問題の部分でも、かなり大きなアプローチが必要で、プレコンセプションケアという言葉もかなり出てきています。アメリカでは25年前から行われています。先ほどスウェーデンは40年前からと、本当に日本って後れている部分がある中で、松戸市は先進的に、生涯学習として親になるときにたくさん学びが届くような形で、これから学校の家庭教育にもとても大事ですけども、そこに限らず、もう少し範囲を広げていただきたいなというのは、これは意見であります。

フューチャーセンターについて、今後どうしていくかというところをお話伺いたいです。  
お願いいたします。

**教育長職務代理者** 生涯学習推進課長。

**生涯学習推進課長** 53ページ、フューチャーセンター管理運営事業については、平成30年度に、創造的に働くための提案ということでまとめをさせていただきました。フューチャーセンターの事業としては一区切調ったものというふうに考えてございます。令和元年度からは主にワークショップ等の講座を展開してまいりました。

今後の方向性といたしましては、成果・課題というところを書かせていただきましたとおり、私どもの生涯学習の講座全体を見直す中で、これまでフューチャーセンター事業で実績として取り組んでまいりました、例えば対話の進め方ですとか、あるいは市民の方々の話合いの実践といったものを取り入れたものを総合的に講座の事業の中で実施をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか、あるいはご質問。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** よろしいですか。

そうしましたら、私から。武田でございます。

何点かありますが、ほかの委員さんとも重複する部分はちょっと長いので割愛していきたいと思えます。

まず、単純な疑問点のところ、記載方法なんです、先ほども出ました49ページの総括の部分ですね。総合評価のところ、文面上から読みますと分かるんですけども、「このような事業」という書き出しはちょっといかなものかというふうに思いました。また先ほどの中学校区、学校区などの不明瞭な点が、点検・評価報告書の段階に残るというのも、あまり良いことではないのかなというふうに思っております。

それと、今年は新型コロナウイルスの影響というのがありまして、先ほどのフューチャーセンターのこともそうですが、例年とは違う、目標とは違う結果がどうしても出てしまうという事例が多いですね。ほかのフューチャーセンターに限らず、56ページの青少年会館のほうも同じようなことにはなっておりますが、ただ、同じように激減しているような状況、あるいはゼロということでも、評価を出すところと出さないところがあるという点をなぜ統一

しなかったというのが非常に不明瞭に感じております。というのは、この評価の仕方についてというのもまた後で述べたいんですが、このあたりのことも後でお答えいただきたいと思っております。

先に、59ページの戸定歴史館ですね。中身としましては非常に素晴らしいものになっていて、なおかつ今後についてのビジョンがきちんと総合評価の中で明記されています。ところがこの評価ですね、Cになっています。堀子先生のほうからも、これはちょっと厳しいのではないかという文章が書かれておりましたけれども、A、B、Cの横に良好、おおむね良好、改善の余地があるという言葉が書いてありますが、これを考えたときに、恐らく戸定のこの評価というのは、自己反省的な意味を込めて、改善の余地があるということをCになさったのかなというふうに想像しました。逆に言いますと、他者からの指摘として改善の余地があった場合は、そのCというのも大分イメージと趣が変わってくると思います。このあたりが、どちらサイドからの目線をきちんとしたCという評価の対象にしているかというところも何となく判然としないなというふうに今回思いました。

全課という物すごく多岐にわたるので、一様に周知徹底するというのは難しいのかもしれませんが、やはり一定の評価を出すときに基準が曖昧であるというのはちょっと市民の方にも分かりにくいですし、判定を出す各課の方たちも非常に迷われているのではないかなというふうに思います。そのあたりのことは、きちんと来年度以降は定めて前に進むというのが正しいのではないかなというふうに思いました。

私のほうからは以上です。

先ほどの評定に関するところ、お答えいただければと思います。

戸定歴史館長。

**戸定歴史館長** Cの総合評価ということでございますが、やはり所管課としましては、施設整備、維持に関しては計画どおりでありました。しかしながら、目標値に対する実績値、こちらは37.67%と達成できておりません。そして、来館しないと学習できない、それから体験できないという状況は、学びを止めない、いつでもどこでも学習機会を提供するという社会教育施設としては、やはり総合評価のこのA、B、Cの中で、総合評価のほうにも表記させていただきましたが、お客様に来館いただくことが困難な状況でございましたので、改善の余地があるというCの判定をいたしたものでございます。

なお、改善策としましては、令和3年度、ホームページの改修、SNSの解説、それからデジタルミュージアムの開設に向けて、現在準備をしているところでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 武田でございます。ご回答ありがとうございます。

やはり非常に謙虚な評定なのかなというふうに想像します。そして、デジタルミュージアムのコンテンツの構築が必要であるという点ですが、これはコロナ禍が起源ではあったとしても、これからは標準的に必要なものになっていくので、とてもいい機会になったのではないかと思います。戸定に限らず模索していくべき事案ではないかと思います。

それから、もう一つ質問していいでしょうか。この成果・課題のところが一番気になりましたが、戸定邸保存活用計画の策定の必要がありますというところで、現状でもないわけではないのですが、何か不安な点とかがおありになって、改めてこういう指針をお出しになっているのかなと想像するのですが、何かそういったものがありましたらご報告ください。

戸定歴史館長。

**戸定歴史館長** こちら、戸定邸保存活用計画でございますが、国の名勝指定、重要文化財になったときに、きちっと保存計画、保存活用計画をつくるということが明記されておりますので、そういった法的なこともございますので策定を進めていきます。

庭園の部分に関しましては、平成31年度に既に策定は終わっております。そして、庭園と一体化して建物も保存活用計画を策定する必要があることから、随時こちら、策定計画のほうを今後進めていく予定でございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 私は、すみません、文化に関わる仕事をする人間なので、非常にこのところは思い入れが強くなるのですが、やはり失ってしまうと二度と手に入らないものに対して、少しセンシティブであっていいのかなというふうにいつも思っております。名勝指定になってから以後、かなりな広報活動というのはなさっているようにお見受けするのですが、実際に私千葉県的美術展などにも所属しているんですけども、県内の他市の方が知らないというのが現状なんですね。これは非常に問題で、いろんなイベントをなさっている中で、何かそういうものにうまく近隣市、あるいは県内の方にまずは知って足を運んでいただく方策というものを考えていってもいいのではないのかというふうに考えております。全国的なPRはもちろんなんですが、まずは身近なところから少し足を固めて、千葉県の宝として想像していただけるように、ぜひ推進していただけたらというふうに切に願っております。

先ほど来、家庭学習についてのお話がありましたけれども、すみません、引き続き失礼いたします。すごく差し戻って35ページに、出張ミニ美術館の見学というものを記載させてい

ただいているんですが、先ほど来、和座委員と山形委員が、子どもたちの安全と健康に関してすごく大切なご意見を賜りまして、それと同時に、子どもたちの文化資本についてこれから考えていかなきゃいけない時期だと思っております。

先達てミュージックフェスティバル、非常にすばらしい形で開催できたと思って、本当に心からうれしく思っております。文化も多岐にわたる中で、このミニ美術館の見学というのは学校サイドにお願いする形で実行しております。今回、今年に関しては、コロナ禍でなかなか次の運営というものにつながらなかったのですが、なぜこういうものを広げていきたいかという、松戸市は非常に共働き世帯が多い中で、親御さんが子どもの文化資本を育てるようなことを、きちんと生活の中で送ってくださっている家庭がどのくらいあるのかということ、まず少し考えていただきたい。そして、お子さんたちが小学校、中学校、9年間の学校教育の中で過ごす時間というのは非常に膨大で、その一番長く過ごしている学校の滞在時間の中で、平等に感じるチャンスは与えるべきだと思っております。音楽とか家庭科のものについては授業の中であるんですけども、美術の実作の部分に付け加えて、プラスアルファ、松戸は美術館準備室というものがあまして、かなりのいろんな美術品を持っておりますが、公開するチャンスが非常に少ないというのが問題になっております。

その一部、公開可能なものを今回このような形で推進して下さっています。ただ、次にやっていただく学校というのの校長先生の手がなかなか挙がらない、これが現状でございます。なぜかという、やはり学校が非常に忙しいので、実際はほとんど美術館準備室が用意して下さいますのに、学校にそれを委ねられることはちょっと厳しいのではないかと懸念されてしまうというところで、何か教育委員会のほうでその方策を立てていただけたらうれしく思います。

以上です。

次、3までのところの、それ以降のところ、何か質疑、あるいはご意見ございますでしょうか。あるいは学識経験者の先生方のご意見に対しての何かご感想等、もしございましたら。

和座委員、どうぞ。

**和座委員** 生涯学習のことでちょっとお聞きしたいんですけども、学習したい人が生涯にわたって学習できるということで、特に51ページですけども、市民の自主企画団体によって、こういった形で地域の課題に主体的に取り組むようになるということで、今回は残念ながらそういった講座開催を中止してしまったということなんですけれども、これについて、具体

的にどのような形で、こういったテーマで、講座を考えていらっしゃるのか、もう少し具体的にお示ししていただくとありがたいんですけども。

**教育長職務代理者** 生涯学習推進課長。

**生涯学習推進課長** 51ページ、自主企画講座に関しましてということでございますが、71ページの点検・評価のほうでご覧いただきますと、昨年度延べ2,512名の参加者で、オンライン講座等を進めております。通常の年度ですと150種類ぐらいの自主企画講座も含めまして講座内容を進めてございます。

これまでにつきましては、趣味的なものも含めて文化や芸術、あるいはその団体の交流等の講座を進めてまいってまいりましたが、今年度より講座全体の体系化を図り、特に松戸に根差したものを重点的に取り組むこととし、松戸の地域の文化ですとか、あるいは自然的なものも含めて、地域の理解を進めるような講座、学びのきっかけづくりになるような講座を中心に、生涯学習大学等でも実施をしているところでございます。

今後多様な、オンライン等の手段も含めまして、学びが集団から個人に変化していることにも対応して、講座の体系は進めてまいりたいというふうに考えております。

**和座委員** ありがとうございます。

私のところに患者さんで定年で会社をお辞めになって、「何をすればいいのかね」という話で非常に何となく鬱的になっている人がいます。奥さんは奥さんで何か、旦那が何かごとごとやっていて、もう本当にもっと自立してほしいとかって言われてます。私、思うんですけども、この松戸というのは東京のベッドタウンとして、しっかりとした会社で仕事をなさっていた人たちも非常に多くて、そういう人たちのキャリアとか経験というのがやっぱり生かされる場所というのが重要じゃないかと思うし、それが何か生かされることによって、この松戸というまちがより一層発展するんじゃないかなと、そんなふうに思うんですよね。

そういうことを考えるときに、この自主講座のところでできるだけそういった人たちのキャリアを生かしながら、場合によっては自分たちの今までのいろんな商社での経験だとか、新聞社での経験だとか、ほか自分のやってきた経験なんかをみんなで共有したり、あるいはそれを生かしながら、地域の中でどういうふうに自分の経験を生かしていくかという、そういったことも含めて話をできれば非常に盛り上がってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**生涯学習推進課長** 和座委員のご意見のとおりでございまして、実際、私どもの講座のほうの参加者で見ましても、シニアの方々が非常に多うございます。先ほどの自主企画講座も、実

施している際は直接職員がお会いをして、様々お話を聞きながら構築してきたものでございますので、そういった経験ですとか地域に対する貢献の思いというのを今後受け止めるような形で、例えば学びの成果を生かす活動につなげる、つなぐコーディネートといたしますか、そういった仕組みも検討をしてみたいというふうに考えてございますので、まずはこういった団体が、こういったニーズがあるかということも現状をしっかりと把握しまして、そういったものをニーズとつなげていくような形も検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

**和座委員** ありがとうございます。

以上です。進めてください。

**教育長職務代理者** では、大体出尽くした感じもありますので、これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。説明者が入れ替わります。

(説明者入替え)

---

◎議案第28号

**教育長職務代理者** 次に、議案第28号「令和3年度末及び令和4年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和3年度末及び令和4年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方針の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

**学務課長** 学務課長の石橋と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

まず初めに、資料の確認でございますが、108ページが提案のかがみとなります。109ページ、110ページ目が松戸市の人事異動方針、111ページ、112ページ目が人事異動実施方針でございます。113ページにつきましては、今年度と昨年度の人事異動方針及び実施方針の新

旧対照表でございます。

それでは、議案につきましてご説明申し上げます。

令和3年度末及び令和4年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和3年度末及び令和4年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定についてでございます。

本件につきましては、県費負担教職員の人事異動についてでございます。任命権者であります千葉県教育委員会の策定した人事異動方針・実施方策に基づいて、松戸市の考えを盛り込みながら推進するものでございます。

昨年度からの変更点についてのみ説明をさせていただきます。

それでは、113ページの新旧対照表にてご説明をいたします。113ページをご覧ください。

こちらにつきましては、109ページ、110ページに記載の異動方針ですが、7の適正配置について、(3)再任用職員の配置については、学校及び地域の実情を踏まえて、勤務態様、担当教科等に配慮して行うこと。(4)校長としての豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者として再任用された校長について、適正配置を行うことについての記載を加えました。

(3)につきましては、平成13年度より施行されておりましたが定着した制度です。明文化されておりましたが、今回明文化をいたしました。

(4)につきましては、県が令和4年度からの施行をする制度でございます。今までは校長として退職し、再任用を希望する場合は教諭として採用されておりましたが、令和4年度より定年退職後も校長としての任用を希望し、県の選考を通して適任と判断された場合に、校長として再任用されるものでございます。ただし、こちらについても任期は1年、また1年ごとに選考を実施しますが、校長という職の性質上、3年以上勤務する意欲があることが任用の前提となっております。

111ページ、112ページの異動実施方策ですが、2の(10)、(11)に、人事異動方針に加えた再任用及び再任用校長についての記載を追記しております。ほかの点につきましては、昨年度と本年度の千葉県公立学校職員人事異動細目を比較したところ、大きな変更事項はありませんでしたので、松戸市の方策についてもほかに内容の変更はございません。本年度も異動方策に基づきながら適切に実施してまいりたいと考えております。

これらの改正によりまして、千葉県教育委員会の策定した人事異動方針・実施細目に基づいて、松戸市立小・中学校職員人事が推進するとともに、松戸市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりができるように努力してまいりたいと思います。

以上、人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。何かご質問、ご意見。

伊藤委員。

**伊藤委員** 今の説明で、再任用される校長先生についての任期等についてはお話があったんですが、(3)の一般の職員についての任期等はどのようになっているのでしょうか。

**学務課長** 一般の先生方の再任用につきましては、こちらにつきましては令和5年度まで、61歳からの再任用という形で進めております。

**伊藤委員** 任期はどうですか。

**学務課長** 任期については同じく1年でございます。

**教育長職務代理者** ほかにございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

毎年出ている質問で、この質問をしないようになる時代が来てほしいなと思いつつ、110ページの(5)の女性職員管理者の登用の積極のところで、現状のパーセンテージを教えてくださいたいのが1点と、113ページの再任用のところなんですけれども、確認で、再任用の年齢が65歳の認知でよかったでしょうかという確認です。この2点です。

**教育長職務代理者** お願いします。

学務課長。

**学務課長** 女性の管理職の登用という件でございますか。

これにつきましては、現在、小・中学校の管理職につきましては24.2%となっております。

それから、もう1点、すみません、ちょっと。

**山形委員** 再任用の年齢なんですけれども、何歳までというところが、65歳までの認知でよかったのでしょうかというところです。何歳までというところです。

**学務課長** 現在は、再任用の年齢が64歳までとなりますが、64歳が終了すると――65歳までです。ということですが、これからちょっと定年の延長等関わってきますので、それに伴ってまた上がっていきます。そこのところは、今現在、県で検討されているところです。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかに。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ご意見ほかにならないようでしたら、質疑及び討論は終結としてもよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** これより議案第28号を採決いたします。

議案第28号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおりに決定いたしました。

---

◎報告等

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭に教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等とその他に移ります。

初めに報告等で、「まつど音楽フェスティバル」の開催報告について、社会教育課長からお願いいたします。

**社会教育課長** まつど音楽フェスティバルについて、ご説明させていただきます。

お配りしました資料に簡単に開催内容を記載しておりますので、ご覧になってください。

イベント当日は幸い天気にも恵まれ、懸念されておりました新型コロナウイルス感染症の感染状況も落ち着いている状況でございました。

来場者数は、21世紀の森と広場が9,448人と、イベント参加者の推計として約4,300の方がご来場いただき、現時点においても大きなトラブルやけが、苦情等の報告はなく、盛況のうちに終えることができました。

当日行ったアンケート調査では、9割以上の方から高評価をいただきまして、コロナでイベントが減った分、開催されて感動した、久しぶりに音楽会で楽しかったといった、大きなイベントの開催を喜ぶ声や、子どもが音楽に触れるのに貴重な機会であった、手回しオルガンなど、珍しい楽器が楽しかった、オペラがどんなものか知らなかったので、聞いてすごく楽しかったというような、普段なかなか触れる機会のない体験を楽しんでいただけた様子が見え、うかがえる意見を多数頂戴しております。

以上のことから、今後実行委員会としましても、開催結果の報告及び次年度に向けた振り返りを行う予定でございますが、事業の目的として掲げておりました音楽を楽しむきっかけ

を体験することで音楽の裾野を広げ、音楽のまち松戸の魅力を向上させるといった目的を一定程度果たすことができたと認識しております。

以上でございます。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

何かご意見等。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

ユーチューブで同時に放送されてはいましたけれども、それに関していつまで見られるかとか、もし分かればお願いいたします。

**社会教育課長** 当日はライブ配信も行っておりまして、現在もユーチューブで配信を行っている状況でございます。

配信の終了期間につきましては、ただいま関係団体や委託した企業と調整を行っているところでございます。少なくとも今月いっぱいは見られる状況となっております。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理人** よろしいでしょうか。

次に、「新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について」を生涯学習部長、お願いいたします。

**生涯学習部長** 私からは、社会教育施設の感染対策に伴う対応などについて、本日時点での報告をいたします。

資料はA3の縦ものになります。裏表のものです。

ご案内のとおり感染は減少傾向にあって、日常を取り戻しつつあります。ちょっと時間もないので少し早足になりますが、まず、大会、イベント、講座等というふうを書いてあるところを見ていただきますと、ご覧のとおりイベント等は多様にわたって各課実施を再開しつつあります。

裏面でございます。裏面につきましては施設の運営状況になっておりますが、時間に対する制限については通常どおりの運営に戻しております。

それから、定員でございますけれども、これも全部定員はほとんど戻しているんですが、文化会館等、まだ大声を出すようなイベントについては半分にしたりですとか、下のほうの市民会館については、そもそもきゅうきゅうの定員だったところを通常の定員というか、普

通にできるような定員に戻しているということもありますので、これは感染対策ということによるものではないものの中には実は含まれております。

一番右側の感染対策でございますけれども、当然ながら感染については減少傾向にありつつも、記載のと通りの基本的な対策は継続しております。

以上でございます。

**学校教育部長** それでは、学校における新型コロナウイルス感染症報告をさせていただきます。資料を1枚ご覧ください。10月の報告からになります。

P C R検査等の学校からの報告数につきましては、9月は390件でしたけれども、10月129件となっております。陽性者数は9月は合計で141件でしたけれども、10月は1件のみということになっております。

学級閉鎖等につきましては、10月はゼロ件ということになっております。

市内の感染者の減少に伴い、学校も減少傾向が見られており、10月は陽性者1名のみということで学級閉鎖もありませんでした。

学校における教育活動につきましては、緊急事態宣言解除に伴い、基本的な感染防止対策を継続させながら、ガイドラインにのっとって進めております。

続きまして、学習支援を要する児童・生徒数についての報告をさせていただきます。

10月は小学校が28人、中学校が7人という結果であり、9月より大幅に減少しておりますが、引き続き支援を継続させる必要があるというふうに感じております。

学習支援の方法等につきましては、小・中学校ともに今までと同様に各家庭への連絡または学習課題の配布、回収、添削、定期的な家庭訪問、電話連絡等を行っております。

また、M i c r o s o f t T e a m s を使いましたオンライン学習についても、小・中学校ともに実施をしております。現在ここにつきましては、大分各学校で工夫されて実施をして、子どもたちがそこに参加して、子どもたちの学びを保障できるような体制づくりを今進めております。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

何かご質問、意見等はございますでしょうか。

(発言の声なし)

◎議案第29号、議案第30号

**教育長職務代理者** 特にないようでしたら、続きまして、議案第29号「令和3年度12月教育費補正予算について」と議案第30号「和解及び損害賠償の額の決定について」の2件を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第29号及び議案第30号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席をお願いします。また、別室モニターへの回線を一旦切断いたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育企画課長、以降は指定する職員で、各議案で入替えをお願いいたします。

議案第29号、社会教育課長、社会教育課課長補佐、議案第30号、学務課長、学務課課長補佐、以上となります。そのほかの方は退席してください。

説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。よろしく申し上げます。

(指定職員以外及び傍聴人退席)

---

(以後、秘密会)

**教育長職務代理者** 準備が整っておられるようですので、それでは、議案第29号「令和3年度12月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

**教育企画課長** それでは、議案第29号「令和3年度12月教育費補正予算について」をご説明させていただきます。

本件につきましては、令和3年度12月教育費補正予算について、12月定例市議会に議案提出するよう、市長に申し出るものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。お手元の議案第29号資料116ページ最下段、補正要求額をご覧ください。

歳出補正要求額は1,104万4,000円でございます。

それでは、要件についてご説明いたします。

文化会館管理運営事業の補正額1,104万4,000円につきましては、柏労働基準監督署から要請を受け、松戸市文化会館大ホール及び小ホールにおいて、舞台道具せり用安全柵設置修繕

を行うものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

債務負担行為は、2会計年度以上にまたがって経費を支出する必要がある将来の財政負担を伴うものでございます。お手元の議案第29号資料117ページ最下段、限度額をご覧ください。

指定管理者管理代行業務の債務負担行為の限度額20億円につきましては、松戸市文化会館及び松戸市市民劇場の使用許可及び使用料の徴収に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務などの管理代行を行うため、令和4年度から令和7年度までの4年間で予算要求するものです。

ご説明は以上になりますが、詳細につきましては担当課のほうから説明させていただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** 引き続きご説明のほうをよろしくお願いたします。

社会教育課長。

**社会教育課長** 議案第29号についてご説明いたします。

昨年12月に森のホール21で発生した指定管理者である松戸市文化振興財団の委託会社社員であります方の死亡事故に伴う舞台せり修繕の補正でございます。

事故発生日は令和2年12月12日午後9時30分、発生場所は森のホール21大ホール舞台下手道具せりでございます。

事故の内容は、公演閉演後、文化振興財団から舞台運営を委託されている株式会社パシフィックアートセンター職員が備品搬送中にせりから舞台の奈落到転落し、その時点では意識がございましたが、その後、救急搬送され、緊急手術を受けました。翌13日に残念ながら病状が悪化し、亡くなったというものでございます。

経過は、事故発生直後から警察と労働基準監督署の調査が8か月にわたって行われ、令和3年10月1日に委託会社パシフィックアートセンターが書類送検ということになりました。

その後、労基署が公開をいたしましたので、10月3日、産経新聞に掲載されております。

その後、10月27日、労働基準監督署から施設の所有者である松戸市に再発防止に向けた要請書が出されました。要請の内容は、資料の左下に記載のとおり赤字で記載してございます、道具せりに囲いを設置するなど、再発防止対策を講じることということでございます。

今後は道具用のせりに決して乗らないことの徹底と、せりに柵を設置することで二重の安全策を取ってまいります。

要求額は、大小ホール2か所で1,104万4,000円でございます。

調査中であったため、ご報告が今となってしまいました。大変申し訳ございません。

ご説明は以上でございます。

**教育長職務代理者** これより議案第29号につきましての質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

**伊藤委員** ちょっと1点だけ。

今回、私も初めて知ったんですけれども、実際に事故が起きたのは去年の12月なわけですね。ですから、その後1年近く工事というか、補修が行われていなかった。その間どういふふうに行われていたんですか。

**社会教育課長** 資料の右の中段でございます、現在の改善状況というところでございますが、事故発生後すぐにこのような形でトラロープで囲い、簡易な柵のようなものをつくって対応しておりました。また、委託会社にはヘルメットを着用することを徹底し、せりには決して乗らないように指導をしていたところでございます。

以上でございます。

**伊藤委員** そうすると、今までこういう状況でやることによって、特段大きな支障は今のところなかったという理解でよろしいわけですね。

**社会教育課長** はい。

**伊藤委員** 分かりました。

**教育長職務代理者** ほかに。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** 要請に従っての改修ということで。

**社会教育課長** はい。

**教育長職務代理者** これで質疑討論を終結させていただきます。

これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号については、原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたします。

説明者は入れ替わりますでしょうか。

**社会教育課長** はい。

**教育長職務代理者** ご理解いただいて、ありがとうございます。

(説明者入替え)

---

**教育長職務代理者** 報告いたします。

秘密会にて、議案第29号及び議案第30号は原案どおり決定いたしました。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

**教育長** もう大分押してしまって、申し訳ありませんでした。長い時間、ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡等は。特には今日は。

(「特段ないです」の声あり)

**教育長** 分かりました。

この後、今お伝えしましたように、1時から総合教育会議がございます。そのときは一旦戻ってだよね。

じゃ、一旦もうこれを閉じてしまいます。

**教育長** それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和3年12月22日の水曜日午前9時30分より、こちら5階会議室で開催してはどうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは、確認します。

令和3年12月定例教育委員会会議は、令和3年12月22日水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** それでは、これをもちまして、令和3年11月定例教育委員会会議を閉じたいと思います。

お疲れさまでした。

閉会 午後 12時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員